様式に次の四様式を加える。

様式第３（第７条関係）

最終保障供給に係る約款届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

平成26年改正法附則第10条第１項の規定により、別紙のとおり最終保障供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第４（第９条関係）

最終保障供給特例承認申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

平成26年改正法附則第10条第４項の規定により、次のとおり最終保障供給に係る約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料　金　そ　の　他　の　供　給　条　件	
実　施　期　日　及　び　実　施　期　間	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第５（第11条関係）

離島供給に係る約款届出書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

平成26年改正法附則第11条第１項の規定により、別紙のとおり離島供給に係る約款を定めたので届け出ます。

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第６（第13条関係）

離島供給特例承認申請書

年　月　日

殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　㊞

平成26年改正法附則第11条第４項の規定により、次のとおり離島供給に係る約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料　金　そ　の　他　の　供　給　条　件	
実　施　期　日　及　び　実　施　期　間	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第四十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）及び平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日　環境大臣　大塚　珠代

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項第二欄中「一ミリグラム」を「〇・三ミリグラム」に改める。

（金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部改正）

第二条　金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改める。

別表第二の二の項第二欄中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第三の二の項第二欄中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

別表第四の二の項第二欄中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第五の二の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改める。

別表第六の二の項第二欄中「〇・三ミリグラム」を「〇・〇九ミリグラム」に改める。

（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正）

第三条　一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和五十二年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

別表第二のカドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三のカドミウムの項中「〇・〇一ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

別表第四のカドミウム及びその化合物の項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。